

A6 サロン型通所サービス（基準緩和） サービスコード表

令和6年4月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位数		
種類	項目							
A6	1311	サロン型通所サービスⅠ	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,258 単位	1月につき		
A6	1312	サロン型通所サービスⅠ・日割		要支援2	41 単位	1日につき		
A6	1321	サロン型通所サービスⅡ		事業対象者・要支援1	2,534 単位	1月につき		
A6	1322	サロン型通所サービスⅡ・日割		要支援2	83 単位	1日につき		
A6	C231	サロン型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	日割の場合	-13	1月につき	
A6	C232	サロン型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ日割				要支援2	-1	1日につき
A6	C233	サロン型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	日割の場合	-25	1月につき
A6	C234	サロン型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ日割			要支援2	-1	1日につき	
A6	D231	サロン型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	日割の場合	-13	1月につき	
A6	D232	サロン型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ日割				要支援2	-1	1日につき
A6	D233	サロン型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	日割の場合	-25	1月につき
A6	D234	サロン型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ日割			要支援2	-1	1日につき	
A6	8110	サロン型通所サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき		
A6	8111	サロン型通所サービス中山間地域等加算・日割		所定単位数の5%加算		1日につき		
A6	6135	サロン型通所サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサロン型通所サービスを行う場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき	
A6	6136	サロン型通所サービス同一建物減算2		要支援2	752 単位減算	-752		
A6	5632	サロン型通所サービス送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47	片道につき	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位数		
種類	項目							
A6	8007	サロン型通所サービスⅠ・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,258 単位	定員超過の場合 × 70%	881	1月につき
A6	8008	サロン型通所サービスⅠ・日割・定超		要支援2	41 単位		29	1日につき
A6	8017	サロン型通所サービスⅡ・定超		事業対象者・要支援1	2,534 単位		1,774	1月につき
A6	8018	サロン型通所サービスⅡ・日割・定超		要支援2	83 単位		58	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位数		
種類	項目							
A6	9007	サロン型通所サービスⅠ・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,258 単位	881	1月につき
A6	9008	サロン型通所サービスⅠ・日割・人欠				要支援2	41 単位	29
A6	9017	サロン型通所サービスⅡ・人欠		事業対象者・要支援1	2,534 単位	1,774	1月につき	
A6	9018	サロン型通所サービスⅡ・日割・人欠		要支援2	83 単位	58	1日につき	

【静岡市独自の運用】

サロン型通所介護相当サービスⅡは、要支援2の方のみ利用できます。（事業対象者及び要支援1の方は利用できません）